

漁場管理・地区要件に関する事業者等の声

【漁場管理】

A	漁協が管理している区画の図面と県に提出している図面が違うケースがある。 明らかに活用されていない漁場について、漁協が活用しているとして都道府県に報告している事例があり、漁協の報告内容を都道府県が鵜呑みにしているように思われる。
B	未利用漁場を有効活用しようとする以前に、都道府県は未利用漁場がどの程度存在しているのか実態を把握できておらず、漁協自体も実態を正確に把握できていないと思われる。
C	養殖業の組合員が持ち回りで各漁場の漁業権者からヒアリングを行うなどの実地調査を行っているところ、その調査結果は公開していないと思われる。 都道府県内外の漁場に関する情報が公開されると、養殖業の成長に寄与するのではないかとと思われる。
D	本来の目的とは異なる「釣り堀」として漁場を利用しているも、漁場が適切かつ有効に活用されているとみなされている事例がある。
E	漁業権者は、都道府県に対して、漁場の活用状況を正確に報告しているとは思えない。 約15年間養殖業を営んでいるが、その間に都道府県が現地調査を行ったことはないと思われる。
F	都道府県に対して漁場に関する情報開示請求を行ったところ、漁場の活用率が5%といった低水準の事例があった。 漁業者が未利用漁場で新たに養殖を行うために都道府県に申し出たところ、受け入れてもらえない事例があった。
G	未利用漁場の調査や当該漁場に関する情報公開は行われていないと思われるが、仮にそれらが行われた場合、該当する漁協から反発されることが想定される。 定置網漁業者が漁業権を有する3か所の漁場のうち1か所しか活用してなかったものの、漁業権が取り消されることはなかった。 このようなケースは珍しいことではなく、漁場が適切かつ有効に活用されているかを都道府県がチェックシートを用いて判断することとされているが、それはあまり機能していないのではないかとと思われる。
H	個別漁業権は漁協の管轄ではないため、実態把握や情報収集が難しいと思われる。未利用漁場に関する情報が一層開示されると、漁場の移転や拡大が行いやすくなると思われる。 5年更新とされている漁業権免許について、そのうち休眠期間は別の漁業者の利用を認めるような柔軟な運用が行われると良いのではないかとと思われる。

【地区要件】

A	漁業への新規参入を検討した際、代表者の住所が所属漁協地区内に登記されている必要があると言われたことがあり、このような内容は域外の事業者にとって実質的な参入障壁になっていると思われる。
---	---

漁業調整に関する事業者等の声

A	全国各地で未利用漁場が多く発生しているところ、漁業者が未利用漁場を活用して新たに養殖を行おうとする際、漁協や既存漁業者との調整が進まず、ほとんどのケースにおいて漁場を活用することができないようであり、知る限りにおいて未利用漁場を活用することができたのは1例のみである。
B	都道府県は、地域の実態を把握しづらく、漁場の管理・調整等を漁協に依存しているため、漁協から提出された情報等をそのまま受け入れている状況だと思われる。 一方、市町村は、都道府県よりも地域の実態を把握することができる立場にあり、漁協から提出された情報等の信ぴょう性を判断することができると思われるため、市町村に一定の権限を持たせることができれば実態を適切に反映した漁業調整等に資するのではないかと思われる。
C	地元漁業者ではない事業者が養殖を行う場合、既存漁業者が反発して説得することができないと漁協から言われている。 マグロ養殖業者がハマチの養殖を行うことを計画していたところ、既存漁業者等との関係を踏まえ、元の漁業者の名前で当該養殖を行った方が円滑に活動できると漁協から言われたことがある。
D	養殖業を拡大しようとした際、最終的には承認が得られたものの、それまでの過程において、地元漁業者から反発を受けたことから、理事会で何度も説得することが必要になるなど、漁業調整において非常に苦慮したことがあった。 また、定置網漁業を行うに当たり、イワシが銀鮭の養殖場に入って食べられるために漁獲が減ってしまうとして既存漁業者から反発され、定置網漁業を行っても周囲の漁業に影響を及ぼさないことを求められた。そのため、数匹の銀鮭の腹を開いてイワシが胃袋に入っていないか確認した上でそれを毎月報告するなどの対応を行うこととして、どうにか既存漁業者の理解を得ることができたが、このように既存漁業者の理解を得るのが大変だと感じた。
E	利害調整や紛争処理を担う組織として海区漁業調整委員会が設置されており、漁場が縮小されたことについて説明を求めるために当該委員会に申出をしようとしたところ、都道府県から申出を控えてほしいと言われたことがある。
F	若手漁業者がこれまで収益のなかった漁場を活用して新たに養殖を行うために漁協に申出を行ったところ、地元漁業者が漁場の活用を許さなかったため、当該漁場で養殖を行うことができなかった。 このような経験から、漁業調整を担う機関を設けるなどして、漁業調整が円滑に行われるようになってほしい。